

## 日本神経病理学会認定施設審査委員会規程

### 1. 目的

現代の医学および医療における神経病理学の重要性にかんがみ、日本神経病理学会認定施設の制度を設ける。

この制度は、適切な神経病理学診断業務を普遍的に提供し、能力の優れた神経病理医を育成して、わが国の医学、教育および医療の内容の一層の充実と発展に寄与し、併せて神経病理学の進歩に資することを目的とする。

### 2. 認定基準の策定と認定、更新の方法

日本神経病理学会の中に日本神経病理学会認定施設審査委員会を置く。

日本神経病理学会認定施設審査委員会で、専門施設の認定基準の策定および認定方法を検討し、評議委員会、理事会、総会を経て承認される。

承認された基準と方法に基づき、神経病理認定施設を委員会が審査し、理事会の承認を経て認定され、ホームページ上に公開する。

3. 日本神経病理学会認定施設審査委員会委員長は理事会にて選任するものとする。

4. この規程の改廃は、理事会の審議を経て、評議員会、総会の議決による。

### 附則

1. この規程は、平成25年4月26日制定し、平成25年4月27日から施行する。